

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止の観点で
大阪市立こども文化センターホール等の利用をキャンセルされた場合の取扱いについて

令和2年3月6日

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止の観点でこども文化センターホール等の利用をキャンセルされた場合、大阪市立こども文化センター条例第14条第1号の規定を適用することとし、使用料を全額還付します。

還付対象となるもの： 利用日が次の期間内にあたるご利用

令和2年2月21日(金) ～ 当面の間 ※

※具体的な期間が定められた場合には、再度、お知らせします。

事前にキャンセル手続きをしていただいた場合に、還付の対象とします。
使用料の還付手続きなど、詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大阪市立こども文化センター

TEL:06-6460-7800 FAX:06-6460-9630

火～日:9:30～21:30(月曜日、その日が祝休日の場合はその翌日)